

木材調達におけるグリーン化実態把握アンケート調査票
(地方公共団体等公的機関調達担当者様)

環境省地球環境局委託調査事業
(社)全国林業改良普及協会受託

皆様方には大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、違法伐採対策、グリーン購入に関する政府の政策検討の参考とするため、木材調達におけるグリーン化実態把握アンケートにお答え頂き、下記アンケート送付先まで11月30日(金)までにご回答・送付頂きますようお願い申し上げます。このアンケートは各団体そのもののご意見御認識等を伺うものではなく、各団体の調達担当者のご認識・ご意見を伺うことを目的としています。なお、本アンケート調査票はWebサイト (<http://www.ringyou.or.jp/green/>) からダウンロードすることが出来ます。ファイルをダウンロードして、御回答いただきました調査票はE-mail (green@ringyou.or.jp) で御送付下さい。また、手書きした回答をFAX(03-3583-8465)で送付して頂いても構いません。結果は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>) において後日公表する予定です。

<アンケート送付先>

E-mail : green@ringyou.or.jp (FAX 番号 : 03-3583-8465)
--

問い合わせ先 (社)全国林業改良普及協会 担当/中沢、長谷川
〒107-0061 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル7階
電話 03-3583-8464 FAX03-3583-8465
調査票掲載 Web サイト <http://www.ringyou.or.jp/green/>

記

1. 森林問題

世界の森林は熱帯林を中心に減少を続けており、毎年約1,300万ha(日本の国土の3割強)が減少しています(FAO,世界森林資源評価2005、下記(注)参照)。以下、森林問題に関する質問にお答え下さい。

注:ただし、温帯林等においては植林などにより森林が増加している面積もあり、増加分を差し引くと毎年約730万ha(日本の国土の約2割)が減少していることとなります。

問1 森林減少の原因はどのようなものだと思いますか。当てはまると思われる数字全てをご記入下さい。 記入欄 ()

1. 農地への転用、	2. 薪炭材の採取、	3. 過度な焼畑農業、
4. 無計画な商業伐採、	5. 違法伐採、	6. 森林火災、
7. 森林病虫害被害、	8. 台風など火災・病虫害以外の自然災害、	
9. その他 ()		

問2 森林が減少することにより、どのような問題が発生することを心配されますか。当てはまると思われる数字全てをご記入下さい。 記入欄（ ）

1. 森林による二酸化炭素の吸収量が減少すると共に、樹体内に蓄えられていた炭素が放出されるなど地球温暖化への影響、
2. 貴重な野生動植物の生息の場が減少するなど生物多様性の損失への影響、
3. 水資源の減少、
4. 山崩れや洪水など災害の増加、
5. 大気を浄化する働きの減少、
6. 木材の潜在的供給量の減少、
7. きのことや山菜など生産の場の減少、
8. 森林を対象としたレクリエーションや教育の場の減少、
9. その他（ ）

2. 違法伐採問題

森林減少を抑制するためには持続可能な森林経営を推進することが重要ですが、持続可能な森林経営を妨げる要因として違法伐採問題が指摘されています。森林に関する権利を持たない人による違法で無秩序な伐採により、森林が減少する要因となるほか、森林を回復させるために必要な植林などの費用を負担していないため、違法伐採木材が不当に安い価格で世界の市場に流通し、木材価格を6～17%引き下げていると指摘されており（全米林産物・製紙協会、2004年11月）、これにより輸入国における持続可能な森林経営も困難となります。また、インドネシアにおける伐採の80%（EU研究者、2004年）、ロシアにおいては20%が違法（環境NGO）との報告もあります。以下、違法伐採に関する質問にお答え下さい。

問3 違法伐採問題の対策として、どのような対策が有効と思いますか。当てはまると思われる数字全てをご記入下さい。また、対策に関するご意見があれば、ご記入下さい。 記入欄（ ）

1. 基本的には、違法伐採が行われている国の国内問題であるので、政府による多国間及び二国間での働きかけ、合同調査などを行う。
2. 政府開発援助（ODA）などを利用して、多国間及び二国間の協力により、その国の犯罪取締り、森林管理能力の向上に向けた支援を行う。
3. 違法伐採は、主要目的が木材・木材製品の輸出であるため、輸入国において、違法伐採が疑われている国からの全ての木材輸入をできないようにする強制的な貿易措置を行う。
4. 木材の輸入国において、違法伐採が疑われている国からの全ての木材輸入においては、森林・木材関連法令等に対する「合法性」証明書の添付を条件とする強制的な貿易措置（証明書のない木材は輸入不可能とする。）を行う。
5. 木材の輸入国において、違法伐採木材を利用しないよう、木材利用・調達に当たって、「合法性」又は「持続可能性」証明書の添付（ラベリング）を条件とする

事業者等による自発的な取組を行う。

6. 木材の輸入国において、違法伐採木材を使用しないようにしようという考え方を消費者等に対して普及啓発する。

7. 違法伐採の可能性の低い国産木材を優先的に使用する。

8. その他

()

ご意見を記入下さい。

()

3. グリーン購入

我が国では、平成13年4月より、国等の公的機関が率先して、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入する「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）が全面施行されました。また、法律では、地方公表団体等公的機関、事業者、国民にもグリーン購入に努めることを求めている、国等以外の地方公共団体等公的機関や民間の調達においてもグリーン購入が普及することが期待されています。以下、グリーン購入に関する質問にお答え下さい。

（参考 Web サイト）環境省 グリーン購入法. net

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

問4 地方公共団体等公的機関等によるグリーン購入の取組は、環境負荷低減の観点から非常に意義があり、積極的な取組が求められています。貴団体では、このようなグリーン購入に取り組むことの意義が組織の職員において、どの程度の人数が理解されていますか。当てはまる数字一つをご記入下さい。 記入欄()

1. ほとんど（75%以上程度の人数）が理解している。
2. 半数以上（50～74%程度の人数）が理解している。
3. 余り理解されていない。（25～49%程度の人数が理解している。）
4. ほとんど理解されていない。（25%未満程度の人数が理解している。）
5. 分からない。

問5 貴団体には、グリーン購入を推進するための担当部署はありますか。当てはまる数字一つをご記入下さい。 記入欄()

1. グリーン購入を専門的に推進する部または課（組織）がある。
2. 環境に関連する部・課（組織）において推進している。
3. 総務、調達部門において、推進している。
4. 推進するための特別な部署はないが、庁内に担当職員を置いて推進している。
5. 担当部課や担当職員は特に設けていない。
6. その他()

問6 貴団体には、グリーン購入のための調達方針、また特に、木材に特化した調達方針はありますか。当てはまる数字全てをご記入下さい。 記入欄()

1. グリーン購入のための調達方針をもっていない。
2. グリーン購入のための調達方針をもっているが、木材に特化したものはない。
3. 木材に特化したグリーン購入のための調達方針をもっている。

(3. を回答された方には、以下の具体的な方針の内容について、当てはまる数字全てをご記入下さい。) 記入欄()

- ① 間伐材製品、
- ② 再・未利用木材利用製品、
- ③ 森林認証木材、
- ④ 合法木材

注：② 廃木材を再利用した材料、③ 持続可能な森林管理やそこから産出される木材を原材料とする木製品、紙製品を第三者が認証する制度、④ 森林関係法令上合法的に伐採された木材

※ 問6で2. 若しくは3. を回答された方のみ、問7及び問8をご回答下さい。

問7 どのようなきっかけで調達方針を策定されたのか、当てはまる数字全てをご記入下さい。 記入欄()

1. 施主等顧客からの要求があった。
2. 環境NGO・地域住民等からの要求があった。
3. 施主等顧客に対する良い企業イメージを形成しようと考えた。
4. 環境問題に対処する企業の社会的責任(CSR)を果たし、職員・組織の士気の高揚、意識啓発をねらった。
5. 調達総量削減等によるコスト削減をねらった。
6. その他()

問8 グリーン購入のための調達方針を策定した効果について、当てはまる数字全てをご記入下さい。 記入欄()

1. 住民等の公的機関に対する良いイメージを形成し、住民満足度の増大
2. 環境問題に対処する公的機関の社会的責任を果たすことにより、職員・組織の士気の高揚、意識啓発効果
3. 住民等の環境意識の向上効果
4. 調達総量削減等の調達運営を見直す効果
5. 環境負荷低減のため、その他の事業活動(移動・運搬方法等)を見直す効果
6. 環境配慮型製品の流通の普及促進効果
7. 廃棄物削減や省エネ等の環境負荷低減効果
8. 他の環境負荷削減のための取組等との相乗効果
9. コスト縮減効果
10. その他()

問9 グリーン購入に関して、住民・外部関係者等の関心・要求はいかがですか。当てはまる数字一つをご記入下さい。

1. 全般に関して、	[記入欄 ()]
① 高い、② やや高い、③ 一定の関心・要求は認められる、④ 低い、⑤ ほとんどない	
2. 間伐材製品に関して、	[記入欄 ()]
① 高い、② やや高い、③ 一定の関心・要求は認められる、④ 低い、⑤ ほとんどない	
3. 再・未利用木材利用製品に関して、	[記入欄 ()]
① 高い、② やや高い、③ 一定の関心・要求は認められる、④ 低い、⑤ ほとんどない	
4. 森林認証木材に関して、	[記入欄 ()]
① 高い、② やや高い、③ 一定の関心・要求は認められる、④ 低い、⑤ ほとんどない	
5. 合法木材に関して、	[記入欄 ()]
① 高い、② やや高い、③ 一定の関心・要求は認められる、④ 低い、⑤ ほとんどない	

問10 貴団体では、調達方針や調達実績の公表を実施（または予定）していますか。当てはまる数字一つをご記入下さい。また、【調達方針】または【調達実績】のいずれかに「1. 公表をしている」または「2. 公表を予定している」にご記入いただいた場合、その公表手段について、当てはまる数字一つをご記入下さい。

【調達方針】	記入欄 ()	
1. 公表している	2. 公表を予定している	3. 公表していない
【調達実績】	記入欄 ()	
1. 公表している	2. 公表を予定している	3. 公表していない
↓		
<「1. 公表している」(または「2. 予定している」) 場合の公表手段について>		
記入欄 ()		
1. 環境レポート等、	2. 広報誌（ニュースレター等）、	
3. 貴団体ホームページ、	4. パンフレット、冊子等、	5. 報道発表、
6. その他 ()		

4. グリーン購入による違法伐採対策の推進

違法伐採対策として、我が国では、グリーン購入法により、平成18年4月から、国等の公共団体においては次の5分野の木材・木材製品を調達する際に、要件の一つとして、「合法性（下記（注）参照）」が証明されたものを使用しなければならない措置がとられています。本措置についても、地方公共団体等公的機関、民間の調達において、普及することが期待されています。以下、本措置に関する質問にお答え下さい。

【対象品目】

- | |
|------------------------|
| ① 紙類（例：フォーム用紙、印刷用紙等） |
| ② 文具類（例：事務用封筒、ノート等） |
| ③ オフィス家具等（例：いす、机、棚等） |
| ④ ベッドフレーム |
| ⑤ 公共工事資材（例：製材、集成材、合板等） |

（注）合法性：森林関係法令上合法的に伐採されたものであること。

問1 1 合法性の証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）について、当
てはまる数字一つをご記入下さい。 記入欄（ ）

1. 聞いたことがない。
2. 聞いたことはあるが、具体的な証明方法のことまでは知らない。
3. 具体的な証明の手順など概ね知っている。

問1 2 この措置は、国等の公共団体の調達に際し、合法木材を優先的に使うことを通
じて、違法伐採木材を排除しようというものです。このことについてどのように考
えますか。それぞれの質問に対して、当てはまる数字一つをご記入下さい。

1. 違法伐採木材の排除のための有効な手段だ。 記入欄（ ）
① はい、 ② いいえ、 ③ どちらともいえない
2. 政府関係機関等だけでなく自治体、民間企業などの参加が必要だ。
記入欄（ ）
① はい、 ② いいえ、 ③ どちらともいえない
3. 合法木材がきちんと使われるには、多くの関係者に制度の仕組み、ねらいを
もっと周知する必要がある。 記入欄（ ）
① はい、 ② いいえ、 ③ どちらともいえない
4. 合法木材を使用することにより違法伐採が防げることをもっと広く普及・説
明すべき。 記入欄（ ）
① はい、 ② いいえ、 ③ どちらともいえない

問1 3 違法伐採の排除には様々な意見がありますが、どの意見に賛成しますか。当
てはまる数字全てをご記入下さい。 記入欄（ ）

1. 違法伐採問題は、本来は生産国の問題であり輸入国での対応には限界がある。
2. 世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、できることを協力すべき
だ。
3. 違法伐採問題は、調達側の問題ではなく、合法木材を生産供給する側の問題だ。
4. 工事の施工業者、物品の納入業者は、合法木材を使っていると思っている。
5. その他（ ）

問1 4 貴団体が、合法木材に係るグリーン購入に取り組む又は取り組もうとした場合、
どのような阻害要因が考えられますか。当てはまる数字全てをご記入下さい。
記入欄（ ）

1. 調達担当者の違法伐採問題に対する意識が低い。
2. 組織としての違法伐採問題に対する意識が低い。
3. 住民等の違法伐採問題に対する意識が低い。

4. 合法木材・木材製品に関する情報が少ない。
5. 合法木材・木材製品は価格が高い。
6. 合法木材・木材製品は品質が落ちる。
7. 合法木材・木材製品は要求されている規格に合わない。
8. 合法木材・木材製品は製品の種類・メーカーが少なく公平な購入が出来ない。
9. 合法木材・木材製品の購入方法が煩雑で難しい。
10. 合法木材・木材製品の基準が明確でない。
11. 合法木材・木材製品の基準が専門的で難しい。
12. 各部局ごとに調達が行われているため、一括したグリーン購入が出来ない。
13. 人的余裕がない。担当者の負担増となる。
14. グリーン購入を推進した場合の効果がわかりにくい。
15. その他（)
16. 特に障害はない。

問15 合法木材に係るグリーン購入の進展のために、どのような仕組みが必要だと考えられますか。また、その中で現在取り組まれているものはありますか。それぞれ、当てはまる数字全てをご記入下さい。

1. 情報提供システム、広報活動の拡充
 2. 購入を推進する根拠となる制度の拡充
 3. 購入に関する数値目標の設定
 4. グリーン購入の実績を公表する仕組み
 5. グリーン購入の実績を客観的に評価する仕組み
 6. 庁内のグリーン購入実施状況をチェックする仕組み
 7. グリーン購入の対象となる製品の基準の明確化
 8. 生産、販売する事業者等への優遇措置
 9. グリーン購入実施者への優遇措置
 10. 価格の低下が可能となる共同購入等の仕組み
 11. 調達の全庁的な一元化
 12. 担当職員等への研修、啓発の実施
 13. 全ての職員への研修、啓発の実施
 14. 首長等の意識改革
 15. その他（)
 16. 特に必要はない。
- 【記入欄】
- 必要な取組（)
- 現在取組中（)

問16 合法木材・木材製品とその他の木材・木材製品を比較した場合の「品質」、「価格」、「コストアップ許容度」について、5段階で判断し、それぞれ当てはまる数字一つをご記入下さい（コストアップ許容度については、欄外の凡例を参照）。①～⑤の段階で判断できない場合は、それぞれ「⑥ 不明」をご記入下さい。

- | | | | | | | |
|----------------------|------|--------|-------|--------|---------|------|
| 1. 品質（〇は一つずつ） | ① 悪い | ② やや悪い | ③ 同等 | ④ やや良い | ⑤ 良い | ⑥ 不明 |
| 2. 価格（〇は一つずつ） | ① 安い | ② やや安い | ③ 同等 | ④ やや高い | ⑤ 高い | ⑥ 不明 |
| 3. コストアップ許容度（〇は一つずつ） | ① 以下 | ② 同等 | ③ 10% | ④ 20% | ⑤ 30%以上 | ⑥ 不明 |

凡例：コストアップ許容度 ① 通常製品より安くなければ購入しない、② 同等の価格であれば購入、③ 10%程度高くても購入、④ 20%程度高くても購入、⑤ 30%以上高くても購入

問17 （社）全国木材組合連合会は、平成18年度より、国庫補助事業を活用し、違法伐採総合対策推進事業を実施しており、同事業を推進するため、違法伐採対策推進協議会が設置されています。同協議会では合法木材に係るグリーン購入法に基づく証明書取得手続き、合法木材・木材製品及びその供給企業等の情報を掲載したポータルサイトを開設しています。（合法木材 NAVI, <http://www.goho-wood.jp/>）上記ポータルサイトにアクセスして頂き、以下のそれぞれの質問について、当てはまる数字1つをご記入下さい。

- | | |
|--|--|
| 1. 合法木材にかかるグリーン購入法の制度の紹介について [記入欄 ()] | ① 非常に参考になる、② 参考になる、③ 理解が難しい、④ 理解できない |
| 2. 証明方法及び証明書取得方法の紹介について [記入欄 ()] | ① 非常に参考になる、② 参考になる、③ 理解が難しい、④ 理解できない |
| 3. 合法木材を供給できる業者の情報について [記入欄 ()] | ① 非常に参考になる、② 参考になる、③ やや不十分である、④ 不十分である |
| 4. 合法木材を利用した製品の情報について [記入欄 ()] | ① 非常に参考になる、② 参考になる、③ やや不十分である、④ 不十分である |
| 5. 消費者等への普及啓発のための情報について [記入欄 ()] | ① 非常に参考になる、② 参考になる、③ やや不十分である、④ 不十分である |
| 6. その他、本ポータルサイトで情報提供が必要な情報について、ご要望、ご指摘など、ご自由にご記入下さい。 | () |

※ **問6**で3. を回答された方のみ、**問18**をお答え下さい。

問18 これまで調達された森林認証木材・木材製品、または合法木材・製品について、平成18年度、平成19年度（回答時点の見込み）の実績等について、対象品目ごとに以下の空欄にご記入下さい（およその数字や判明可能な項目だけでも結構です。）。

平成18年度			
対象品目			
数量(kg,個,m3等)			
供給元			
生産国、地域			
証明方法			

平成19年度	※ 回答時点の見込みで結構です。		
対象品目			
数量(kg,個,m3等)			
供給元			
生産国、地域			
証明方法			

6. 回答地方公共団体等公的機関情報

問19 貴団体の基本情報について、以下の空欄をご記入下さい。

公的機関名称：	
人口（地方公共団体の場合）：	人(平成19年10月末現在)
職員数：	人(平成19年10月末現在)
予算規模：	千円（平成19年度当初予算額）
所在地：〒	—
担当部署：	
担当者名：	
電話番号：	() —
FAX番号：	() —
E-mailアドレス：	

アンケートへのご回答、本当にありがとうございました。最後に、本アンケートを通じて、違法伐採対策、グリーン購入に対する理解について、以下の当てはまる数字1つをご記入下さい。 記入欄（ ）

1. 大いに理解が深まった	2. 理解が深まった	3. 理解に変化はなかった
---------------	------------	---------------

また、ご回答の内容によっては、ご連絡を差し上げ、事例調査をさせて頂きたいと考えておりますので、その際にはご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

ご回答頂きましたアンケート調査票については、冒頭<アンケート送付先>へ11月30日（金）までにE-mailまたはFAXで送付して頂きますようお願い申し上げます。